

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成26年7月22日

県北広域振興局長 高橋 信

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ユニバース

イ 株式会社横浜ファーマシー

ウ 株式会社アキヤマ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 二戸ショッピングタウンAゾーン 二戸市堀野字大谷地39番地ほか

(3) 変更した事項 大規模小売店舗で小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成13年9月25日ほか

(5) 変更の理由 小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成26年5月26日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び二戸市役所